

令和 6 年度

長崎市一般会計・特別会計決算
及び基金運用審査意見書

長 監 第 36 号

令和7年8月26日

長崎市長 鈴木 史 朗 様

長崎市監査委員	小 田 徹
同	三 谷 利 博
同	永 尾 春 文
同	山 崎 猛

令和6年度長崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び
令和6年度長崎市基金運用審査意見について

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和6年度長崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和6年度長崎市基金運用審査を行ったので、その意見書を提出します。

令和 6 年度長崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の対象

令和 6 年度長崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算

長崎市一般会計歳入歳出決算

長崎市観光施設事業特別会計歳入歳出決算

長崎市国民健康保険事業特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算

長崎市土地取得特別会計歳入歳出決算

長崎市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

長崎市駐車場事業特別会計歳入歳出決算

長崎市財産区特別会計歳入歳出決算

長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

長崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

長崎市診療所事業特別会計歳入歳出決算

長崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計歳入歳出決算

第 2 審査の期間

令和 7 年 8 月 6 日から同年 8 月 18 日まで

第 3 審査の方法

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により送付を受けた各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が法令に適合し、かつ、計数が正確であるかを関係帳票等と照合し、計数の検証を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。また、予算執行の状況について審査し、あわせて各種の資料を作成して財政状況を分析した。

第 4 審査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき審査を行った。

その結果、審査に付された各会計の決算及びその他政令で定める書類は、定められた様式に準拠して作成され、計数は関係帳票等と符合し正確であり、当年度の決算を適正に表示しているものと認めた。

また、予算の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認めた。

審査の概要及び意見は、次に述べるとおりである。

決算の概要

(総計決算)

一般会計と特別会計を合わせた総計決算額は、歳入が 3,517 億 4,954 万円で前年度に比べ 190 万円の減、歳出が 3,466 億 9,417 万円で前年度に比べ 45 億 5,629 万円の増となっており、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 50 億 5,537 万円の黒字で、この形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支も 26 億 1,581 万円の黒字となっている。

このうち、一般会計の決算額は、歳入が 2,378 億 4,081 万円、歳出が 2,344 億 1,211 万円となっており、形式収支は 34 億 2,870 万円、実質収支は 11 億 3,830 万円の黒字となっている。

しかしながら、単年度収支は 38 億 5,977 万円の赤字、実質単年度収支は 10 億 3,211 万円の赤字となっている。

特別会計の決算額は、歳入が 1,139 億 873 万円、歳出が 1,122 億 8,206 万円となっており、形式収支は 16 億 2,666 万円、実質収支も 14 億 7,751 万円の黒字となっている。

(市債及び基金)

当年度の一般会計と特別会計を合わせた市債残高は、2,658 億 2,398 万円となっており、市債の償還額 270 億 1,718 万円が借入額 183 億 3,513 万円を上回ったため、前年度に比べ 86 億 8,205 万円（3.2%）減少している。

当年度の一般会計と特別会計を合わせた基金残高は、564 億 1,945 万円となっており、前年度に比べ 13 億 4,597 万円（2.4%）増加している。これは、主に財政調整基金が、15 億 3,750 万円増加したことなどによるものである。

(不用額)

一般会計全体の不用額は、130 億 3,481 万円で前年度に比べ 9 億 6,620 万円（6.9%）減少しているが、民生費において前年度から大きく増加し多額の不用額が生じている。

また、予算現額に占める不用額の割合を示した不用率については、商工費と民生費においては前年度から上昇している。

意見

(健全財政の維持)

普通会計における主な財政指標についてみると、財政基盤の強弱を示す財政力指数は 0.57 となっており、前年度と同じである。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 98.8%（前年度 97.9%）で、前年度に比べ 0.9 ポイント高くなっており、硬直した状況が続いており依然として厳しい状況にあることから、今後とも計画的な財政運営に努められたい。

なお、歳入の根幹をなす市税収入は、前年度と比べ、固定資産税が新增築家屋の建設や新駅

ビル開業等で増加したこと等により、市税全体で5億3,759万円の増となっている。収入率は徴収対策の強化・継続によって前年度に比べ0.3ポイント上昇し98.3%となっており、収入未済額は前年度より1億7,142万円減少し9億433万円となっている。

また、使用料及び手数料、諸収入等のその他債権においても、長崎市債権管理条例を制定し全庁的な債権の適正管理が図られているが、より一層の取り組み強化に努められたい。

併せて、施設を適切に維持管理し、将来の負担を考慮して、長寿命化や公共施設マネジメント基本計画を踏まえた施設の統廃合等を進め、受益者負担のあり方についても検討されたい。

(市債及び基金)

一般会計と特別会計を合わせた当年度の市民1人あたりの市債の残高は68万5千円と、前年度に比べ1万7千円減少している。今後も人口が減少する中、市民1人あたりの負担が年々重くなっていくことも想定されることから、その負担の軽減を図るためにも、より一層の市債残高の縮減に努められたい。

財政調整基金と減債基金の合計額は、前年度に比べ8億4,093万円増加し、200億43万円となっている。これらについては、豪雨、台風など、近年激甚化する災害その他不測の事態に対応するための財源として、引き続きその確保に努められたい。

(不用額及び不用率)

一般会計における不用額については、100億円以下の規模で推移していた平成30年度以前と比較すると高い水準となっている。

また、予算現額に占める不用額の割合である不用率も平成30年度以前と比較すると高い水準となっている。

多額の不用額が生じている事業や予算額の大半が不用額となっている事業については、その要因の分析を行われたい。

併せて、財源の有効な活用を図るため、決算分析等を予算計上に活用するなど、より効果的な予算編成に努められたい。

(適正な契約事務の執行)

契約締結後に生じた外的要因や契約時において確認困難な要因に基づく契約変更についてはやむを得ないものと理解するが、事前に十分な調査を行っていれば防げるような施工内容の変更や、積算誤りを理由に契約変更を行っている事例が見受けられた。

競争入札制度は、最も有利性のあった者を選定し、その者と契約する制度であって、仕様書等が明確でないことによって契約変更となる場合は、妥当な見込みに基づいて入札をした者があった場合、その者の利益を損なうとともに、発注者である市にとって入札における価格の有利性を失うことになりかねない。

施工内容、積算金額については十分精査し、安易な契約変更を行うことのないよう努められ

たい。

併せて、公正な入札の執行及び落札の決定に影響を及ぼすということを認識し、適正な契約事務の執行に努められたい。

令和6年度長崎市基金運用審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度長崎市土地開発基金運用状況

第2 審査の期間

令和7年8月6日から同年8月18日まで

第3 審査の方法

地方自治法第241条第5項の規定により送付を受けた基金運用状況報告書の計数が正確であるかを関係帳票等と照合し、計数の検証を行ったほか、運用状況を審査した。

第4 審査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき審査を行った。

その結果、土地開発基金は、適正な運用がなされており、計数は関係帳票等と符合し正確であると認めた。

審査の概要は、次に述べるとおりである。

1 土地開発基金

土地開発基金の運用状況は、次表のとおりである。

区 分		5 年度末現在高	6 年度中増減高		6 年度末現在高
			増 加	減 少	
基 金 額		5,944,480 (5,925,073)	1,628,691 (1,622,052)	1,677,079 (1,647,728)	5,896,092 (5,899,397)
運 用 状 況	現 金	482,238 (441,333)	804,825 (1,101,538)	874,711 (549,894)	412,352 (992,978)
	債権(貸付金)	5,462,242 (5,483,740)	823,865 (520,514)	802,367 (1,097,835)	5,483,740 (4,906,419)

(単位：千円)

注 定額の資金を運用するための基金については、地方自治法第235条の5(出納の閉鎖)の規定の適用はないとされており、表中の年度末現在高の数値は、3月31日現在の数値である。なお、()書は土地取得特別会計の出納整理期間の収支を加味した5月31日現在の数値である。

当基金は、長崎市土地開発基金条例に基づいて、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として昭和43年度に設置されている。また、必要があるときは追加積立ができることとなっており、土地取得特別会計に貸し付けて運用されている。土地取得特別会計に貸し付けた残額は、一般会計に貸し付けて運用されており、その利子は土地取得特別会計から基金へ積み立てられている。

当年度中の基金の運用状況は、8億2,386万5千円を貸し付ける一方で、8億236万7千円が償還されている。

また、当年度末現在の基金額は58億9,609万2千円となっている。このうち一般会計からの積立金が42億2,627万8千円で、基金運用益の積立金が16億6,981万4千円である。